

公益法人の財務三基準の適合状況

財務三基準	適合状況
1 収支相償（中期的収支均衡） 公益目的事業の経常収益$\leq$公益目的事業の経常費用	公益目的事業の経常収益＝125,068 千円 // の経常費用＝101,080 千円 経常収益－経常費用＝23,988 千円 ※収支相償の剰余金への対応 公益目的事業の主な財源（収益）である会費収入及び特定資産運用益収入は、今後園児数の減少等により減収が見込まれるため、発生した剰余金は公益目的事業を継続的に実施するための資金として、公益目的保有財産の特定資産（貸付事業積立資産、金融資産）へ積み立てることで解消する。 <公益認定等ガイドライン> ○剰余額の解消策（認定規則第 17 条） 公益目的保有保有財産（金融資産を含む。）の取得によって解消することができる。 金融資産を取得する場合は、金融資産から生じる果実が公益目的事業の充実のために使用される必要性が求められる。
2 公益目的事業比率 公益目的事業の経常費用（評価損除く）$\geq$経常費用合計（評価損除く）の 50%	公益目的事業の経常費用（評価損除く）＝66,983 千円 経常費用合計（評価損除く）＝79,040 千円 公益目的事業比率＝84.7% ※適合
3 遊休財産（使途不特定財産）保有制限 遊休財産額$\leq$公益目的事業の経常費用（評価損除く） ※遊休財産：公益目的事業を行うために必要な財産以外の財産	遊休財産額＝19,881 千円 公益目的事業の経常費用（評価損除く）＝66,983 千円 遊休財産額$\leq$公益目的事業の経常費用 ※適合

R 7 理事会等開催計画

5月	12日(月)	監査会	○前年度事業・財務状況報告
	15日(木)	理事会①	○前年度事業・財務状況報告 ○定時社員総会の招集 ○定款・運営規則の一部改正 ○その他
6月	3日(火)	定時社員総会	○前年度事業・財務状況報告 ○退職財団との合併契約の承認 ○定款・運営規則の一部改正
	18日(水)	三役・地区長会	○地区事業への助成（子育てフェア、カウンセラーほか） ○地区の状況、地区からの提案など
9月	17日(水)	運営委員会①	○当年度事業の執行状況
	26日(金)	理事会②	○当年度事業の執行状況（第1回業務執行報告） ○地区事業の実施状況 ○翌年度県予算への要望事項
11月	26日(水)	運営委員会②	○翌年度事業計画検討
12月	11日(木)	理事会③	○翌年度（統合後）事業計画検討 ○地区からの意見など
1月	28日(水)	運営委員会③	○翌年度（統合後）事業計画・収支予算検討 ○公益認定の変更申請（合併関連） ○当年度事業の執行状況
2月	4日(水)	理事会④	○翌年度（統合後）事業計画・収支予算承認 ○公益認定の変更申請（合併関連） ○当年度事業の執行状況（第2回業務執行報告）

統合に向けた役員改選・事業計画策定スケジュール（R7作業など）

	< R 8 事業計画（統合後）の策定など >	< R 8 役員改選 > 統合後の役員
R 7 7月		7月 新地区長候補者報告依頼（～11/26） （役員改選スケジュール）
9月	9月 新年度基本方針策定（三役会）	
10月	10/1 R8事業計画案の提出依頼 （各委員長あて、退職事業含む）	
11月	11/17 R8事業計画案の提出（各委員会） ・委員会別事業計画案☆ 11/26 運営委員会（三役・委員長） ・事業計画案協議☆	11/26 新地区長候補者の報告（各地区） 11/27 理事長候補者選定委員会開催通知
12月	12/11 理事会（事業計画案協議）☆	12/11 理事長候補者選定委員会（新地区長候補者） ※理事長候補者の選定 12/18 副理事長候補者等の検討（三役会ほか）
R8.1月	1/28 運営委員会（事業計画案協議）☆	1/21 新三役候補者会 ※新役員候補者等選任案作成 1/28 常置委員会等推薦理事検討会議 （現三役と現委員長）
2月	2/4 理事会（事業計画等承認）☆ （公益認定変更申請）	2/4 新理事候補者会（新理事候補者全員） ・新役員候補者、地区別委員数の承認 2/5 副委員長候補者希望提出依頼（～2/27）
3月		3/2 常置委員候補者推薦依頼（地区長候補者宛て） ～3/16 3/16 部会委員報告依頼（研修委員長候補者） ～3/31
4月	（4/1 退職財団を吸収合併）	
5月	5/25 監査会（会計監査人監査：5月中旬） 5/28 新三役・委員長候補者会（事業調整） 5/28 理事会（前年度事業報告等） ※退職事業含む。	5/28 新三役・委員長候補者会（事業調整）
6月	6/17 定時社員総会（前年度事業報告等） ※退職事業含む。 6/19 新役員全体会・各委員会	6/17 定時社員総会（役員改選） 理事会（正副理事長等選任）

☆ 退職手当資金給付事業を含む。